

秋田市特定歴史公文書等利用等規則（以下「利用等規則」という。）の解説

* 逐条解説については、《留意事項》も併せてご参照ください

1 第1条関係（趣旨）

秋田市公文書管理条例（以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、市長が保存する特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄について必要な事項を定めようとするもの。

【逐条解説 P304 A-1】

2 第2条関係（定義）

この規則における用語の意義を定めるもの。
条例で使用されているものと同義である。

【逐条解説 P304 A-2】

3 第3条関係（歴史公文書等の引継ぎおよび受入れ）

市長において、実施機関、地方独立行政法人、公的団体、法人等又は個人から歴史公文書等を引継ぎ又は受入れてから排架又は適切な措置を行うまでの流れを規定したもの。

引継ぎ又は受入れにより、歴史公文書等は特定歴史公文書等となる。

【逐条解説 P304～305 B-1、B-2】

4 第4条関係（保存方法等）

市長は、特定歴史公文書等を永久保存に資するよう、適切な環境や場所、その他の措置を施すこと等を規定したもの。

【逐条解説 P307 B-4】

5 第5条関係（複製物）

市長は、複製物を、特定歴史公文書等の内容、保存状態、作成からの時の経過、想定される利用頻度等を踏まえ、計画的に作成するよう努めなければならないことを規定するもの。

【逐条解説 P307～308 B-5】

6 第6条関係（個人情報漏えい防止のために必要な措置）

市長は、特定歴史公文書等の保存に当たり、条例第14条第3項の規定に基づき、個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならないことを規定するもの。

【逐条解説 P307～308 B-6】

7 第7条関係（目録の作成および公表）

市長は、特定歴史公文書等を適切に保存し、利用に供するため、目録を作成し、公表しなければならないことを規定するもの。

目録には、1つの集合物を単位として、分類、名称、移管又は寄贈もしくは寄託をした者の名称又は氏名、保存場所、媒体の種別、請求番号、利用することができる複製物の存否等を記載する。

【逐条解説 P307～308 B-7】

8 第8条関係（利用の請求の手続）

利用の請求に当たり、利用請求書の記載事項等の手続を規定するもの。

【逐条解説 P309～311 C-1】

9 第9条関係（条例第16条第3項の規則で定める事項）

特定歴史公文書等を本人又はその遺族等に利用させる場合に必要な確認書類について規定するもの。

【逐条解説 P312～313 C-4】

10 第10条関係（条例第17条の規則で定める事項）

条例第17条第1項、第2項および第3項に規定する、第三者の情報が記録された特定歴史公文書等について、利用決定に先立ち、第三者に意見提出の機会を与える際に、通知すべき事項について規定するもの。

【逐条解説 P312～313 C-5】

11 第11条関係（利用決定）

利用決定の期限（利用請求のあった日から起算して15日以内）、利用請求に対する処分の内容、利用決定期限の延長（30日に限る。）および利用決定期限の延長の特例について規定するもの。

【逐条解説 P314～315 C-6】

12 第12条関係（利用決定の通知）

市長は、利用決定をした場合、決定した処分の内容、利用請求した利用が認められない理由および利用の方法を記載した利用決定通知書により決定の内容を通知しなければならないことを規定するもの。

【逐条解説 P314～316 C-7】

13 第13条関係（電磁的記録の利用の方法）

条例第18条で規則で定めると規定されている電磁的記録の利用の方法

について規定するもの。また、情報化の進展状況等により、利用者にとって利用しやすい方法とするよう努めることを規定するもの。

【逐条解説 P316～318 C-8】

14 第14条関係（閲覧の方法等）

特定歴史公文書等の閲覧は、市長が別に定める閲覧場所で行うことを規定するもの。

【逐条解説 P316～318 C-9】

15 第15条関係（写しの交付の方法）

写しの交付は、特定歴史公文書等の全部又は一部に対して、利用請求者の希望する方法および部数について実施することを規定するもの。

また、写しの交付の方法は、文書又は図画、電磁的記録といった媒体ごとに、それぞれ定めている。

【逐条解説 P316～318 C-10】

16 第16条関係（写しの交付に要する費用の額等）

条例第19条第2項に規定する写しの交付に要する費用は、別表に定めることを規定するもの。

【逐条解説 P316～319 C-11】

17 第17条関係（特定歴史公文書等の貸出し）

特定歴史公文書等の利用の促進のために、市の施設や地方独立行政法人、その他の団体が開催する公共的目的を有する展示会等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことができることを規定するもの。

【逐条解説 P321～322 C-15】

18 第18条関係（原本の特別利用）

特定歴史公文書等の原本の破損又は汚損を生ずるおそれ、原本の保存に支障を生ずるおそれ等がある場合で、複製物の利用によっては利用請求者がその目的を果たすことができないと認められる場合は、別に定めるところにより当該原本を利用に供することができることを規定するもの。具体的には、原本の紙質、色合い、とじの形式等を確認するなどの目的で利用請求された場合等を想定している。

【逐条解説 P321～322 C-16】

19 第19条関係（情報の提供）

利用請求者が特定歴史公文書等をより効果的に利用できるようにするために、特定歴史公文書等の利用の方法や目録の使い方といった基本的な情報をはじめとして、利用請求者が希望する特定歴史公文書等を探することができるよう、市長が情報を提供することを規定するもの。

【逐条解説 P321～322 C-17】

20 第20条関係（移管元実施機関の利用）

引き続き保存又は移管となった特定歴史公文書等について、引き続き保存又は移管した実施機関等が、その所掌事務又は業務を遂行するために利用を求める場合、管理上支障がある場合を除き、特定歴史公文書等利用簿への記載により、その利用を認めることを規定するもの。

また、この利用は第14条に規定する閲覧と異なり、一定の期間を定めて、市長が別に定める閲覧場所以外でも閲覧できるものである。

【逐条解説 P323 C-18】

21 第21条関係（特定歴史公文書等の廃棄）

特定歴史公文書等が劣化の進展や損傷により判読および修復が不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなったと認める場合、秋田市公文書管理委員会の答申を受けた上で、廃棄できることを規定するもの。

また、廃棄を行った場合は、廃棄に関する記録を作成し、インターネットの利用等により公表するものとする。

【逐条解説 P324 D-1】

22 第22条関係（保存および利用の状況の公表）

条例第25条の規定に基づき、市長は特定歴史公文書等の保存および利用の状況について、毎年度、インターネットの利用等により公表しなければならないことを規定するもの。

【逐条解説 P325 F-1】

23 第23条関係（利用等規則の備付け等）

市長は、利用等規則を、市長が別に定める閲覧場所に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表することを規定するもの。

【逐条解説 P325～326 F-2】

24 第24条関係（委任）

この規則に定めるもののほか、特定歴史公文書等の利用等に必要な事項は、別に定めることとするもの。具体的には、閲覧場所、閲覧場所における特定歴史公文書等の取扱い、寄贈又は寄託の取扱い、特定歴史公文書等の貸出し、特定歴史公文書等の原本の特別利用等について詳細を定めることが想定される。

【逐条解説 P325～326 F-3】

25 別表関係

同表では、第16条に規定する写しの交付に要する費用について、写しの交付の方法とそれに要する費用（実費相当額）を定めている。